

# 地下タンクに関する総務省令が改正されます！

(平成22年6月28日 消防危第130号)

この改正により、地下貯蔵タンクのうち**直接埋設された、鋼製一重殻**のものを年数、施工方法に応じて“腐食の恐れが(特に)高いもの”とし、危険物の流出防止対策をとることが義務化されます。

## 改正の概要

施行日：平成23年2月1日(2年間経過措置)

### 腐食の恐れの特に高い地下貯蔵タンク

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
設置年数が 50年以上のもの	アスファルト	すべての設計板厚
	モルタル	8.0mm 未満
	エポキシ樹脂等	6.0mm 未満
	強化プラスチック	4.5mm 未満
設置年数が 40年以上50年未満のもの	アスファルト	4.5mm 未満

### 腐食の恐れの高い地下貯蔵タンク

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
設置年数が 50年以上のもの	モルタル	8.0mm 以上
	エポキシ樹脂等	6.0mm 以上
	強化プラスチック	4.5mm以上 12.0mm未満
設置年数が 40年以上50年未満のもの	アスファルト	4.5mm 以上
	モルタル	6.0mm 未満
	エポキシ樹脂等	4.5mm 未満
	強化プラスチック	4.5mm 未満
設置年数が 30年以上40年未満のもの	アスファルト	6.0mm 未満
	モルタル	4.5mm 未満
設置年数が 20年以上30年未満のもの	アスファルト	4.5mm 未満

## 流出防止対策

腐食の恐れの特に高い地下貯蔵タンク

FRP内面ライニング<sup>1</sup> または、電気防食<sup>2</sup>

腐食の恐れの高い地下貯蔵タンク

で掲げた措置または、危険物の漏れを早期に検知するための措置

1 FRP内面ライニング・・・埋設されたまま、内面に強化プラスチックを被覆

2 電気防食・・・地下に埋設されたタンクへ、外部から直流電流を流し腐食進行を防止